

令和7年9月3日

令和7年度第6回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和7年度第6回教育委員会定例会会議録

日時 令和7年9月3日（水）
10時00分～11時40分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
小屋敷委員
堀江委員
馬場委員
桶谷委員

（事務局職員）

森豊 副 教 育 長
紺屋 教育次長兼生徒指導総括監
西小野 参事兼文化財課長
兼廣 総務福利課長
中島 教 職 員 課 長
足田 義 務 教 育 課 長
吉元 高 校 教 育 課 長
小久保 特 別 支 援 教 育 課 長
山元 保 健 体 育 課 長
橋口 社 会 教 育 課 長
江畑 総務福利課教育DX推進室長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
尾堂 教職員課人事管理監（小中）
宮永 高 校 教 育 課 参 事
小川 総 務 福 利 課 課 長 補 佐

議決事項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第 1 号 学校職員の懲 戒処分について	学校職員の非違行為について、 教育公務員としての責任を問おう とするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 2 号 学校職員の懲 戒処分について	学校職員の非違行為について、 教育公務員としての責任を問おう とするものである。	特 記 事 項 な し	決 定
議案第 3 号 学校職員の懲 戒処分について	学校職員の非違行為について、 教育公務員としての責任を問おう とするものである。	特 記 事 項 な し	決 定

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

報告第2号、議案第1号から議案第3号まで、その他(4)及びその他(5)は、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和7年度第5回教育委員会定例会会議録について

令和7年度第5回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

— 令和7年度9月補正予算案について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて —

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

5 その他

その他(1) 令和7年度かごしまジュニア検定実施報告について

— 令和7年度かごしまジュニア検定実施報告について —

〈義務教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 当該検定は、小中学校を対象に、教育課程の中に位置付けて実施しているとのことだが、県教委が教育課程に位置付けて受検するよう指導しているのか。

また、教育課程に位置付けていない学校の実態等は把握しているのか。

(義務教育課長) 教育課程の位置付けの周知については、県教委としては、市町村教育委員会から各学校に周知するよう依頼をしている。かごしまジュニア検定の活用は、各学校の判断になるが、県としては、郷土教育を教育課程に位置付けるように指導している。当該検定の実施を教育課程に位置付けていない学校については、把握していない。

〈質疑終了〉

その他(2) 教育庁所管施設に係る指定管理者の募集方法等の決定について
－ 教育庁所管施設に係る指定管理者の募集方法等の決定について －

〈保健体育課長及び参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑等なし〉

その他(3) 鹿児島県スポーツ推進審議会委員の改選・公募について
－ 鹿児島県スポーツ推進審議会委員の改選・公募について －

〈保健体育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 公募の応募資格が「18歳以上」であることにも関連する質問だが、スポーツ推進審議会委員の任命の考え方において「審議会の活性化を図るため、年代層ごとの配置を考慮するとともに、若年層の任命にも努める」と記載されているが、現委員の年代を見ると20代の委員はいないようだ。今回改選においては、具体的にどのような年代層の配置を想定しているのか。

(保健体育課長) 委員には、各関係団体の長も含まれるが、公募や各団体等からの推薦については、できるだけ若手を登用するという観点で、前回改選を実施した。年代別の配置については「各年代何人」といった具体的な人数配分までは想定していない。

(馬場委員) この方針にも若年層と明記されているので、改選に当たっては今後考慮していただくと良いと思う。

(保健体育課長) 今回の改選は、そのような視点も踏まえて、改選を行いたいと考えている。

(小屋敷委員) 現公募委員の再選もあり得るのか。

(保健体育課長) そうである。

(小屋敷委員) 公募委員にも任期の上限等の定めがあるのか。

(保健体育課長) 審議会全体の考え方として、原則として在任期間は10年までとする考え方があるため、公募についても、この考え方に基づく取扱いとなる。

(小屋敷委員) 今回の改選で、現公募委員が再度応募した場合は、同様の取扱いとなり、任期は通算されるという認識で良いか。

(保健体育課長) そのとおりである。

(小屋敷委員) 各団体等から推薦で選定された委員の中に、長期にわたり務めている方もいるが、この方も原則として10年までという考え方で良いか。

また、各推薦団体等から推薦された方のうち、既に次期委員の候補となっている方はいるのか。

(保健体育課長) 現在の委員は一覧に示しているとおりであるが、次期委員の改選については、今後、各団体の意向を確認していく予定である。委員の在任期間については、先ほど説明した原則10年までという考え方を適用する考えである。

〈質疑終了〉

6 教育長報告
報告第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について
(非公開)

7 議案
議案第1号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第2号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第3号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

8 その他
その他(4) 教育委員会の事務の点検・評価について
(非公開)

その他(5) 令和8年度公立高等学校生徒募集定員について
(非公開)

9 閉会